

おかげさまで 創立15周年

ごあいさつ

理事長 中島 三好

平素は組合運営にご理解、ご協力を賜りあつくお礼申し上げます。おかげさまで5月末をもちまして第14期を終え、6月から創立来15年目の節目の年度を迎えました。今日まで組合事業を継続できましたことは組合員各位のご支援ご協力の賜物とありがたくあつくお礼申し上げます。

さて、14期の技能実習事業の状況につきましては、期末現在の実習生総数は905名と前期比98名増となりました。主として新規組合員の加入、昨年・一昨年に加入頂いた組合員の2年目、3年目の累積によるものでございます。在籍実習生の国別内訳としましては、中国が20%を割り込み、替わってベトナムが50%を超え、中国からベトナムへの流れがいつそう顕著になりました。他の国としましては、タイ・インドネシア・フィリピンが増加傾向にあります。

国籍	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	フィリピン	計
人数	499	177	143	63	23	905(人)
割合	55.1	19.6	15.8	7	2.5	100(%)

中国人実習生が減少したことにもない、トラブルや途中帰国は減少しておりますが、まだまだ様々な問題も発生して各位にご迷惑をかけておりますので起こったことに対する速やかな対処に加え、入国前に問題発生の芽を事前に摘み取ることに全力を注いでまいります。

新たな実習制度の成立に向けた「技能実習法」につきましては、本年1月に発行しました小誌で概要をお伝えいたしましたが、昨年国会に法案が上程されたものの、他の重要法案との兼ね合いで今国会でも成立せず継続審議となり、秋の国会に成立を期すことになったものと思われまます。法案の骨子が変わることはないと思いますので法の施行が延期になっただけと考えおいてください。法律が成立しましたら組合主催で説明会を予定しておりますのでご出席ください。

すでにご承知の組合員もあるかとは存じますが、本年3月15日「製造業外国従業員受け入れ事業に係る特定活動」が告示されました。これは、「日本再興戦略」において製造業が海外(製造)子会社等の従業員を国内に受け入れ、専門技術を修得させることにより当該技術を海外拠点に移転することを可能とするため経済産業大臣の認定による外国人受け入れ制度を創設するという戦略が法律化されたものです。

これまで、国内の工場で外国の子会社等の従業員を製造業務に就労させながら教育・研修を行うには技能実習制度による以外にはありませんでした。研修ビザ、企業内転勤などでは製造現場での労働を行いながら人材育成することはできませんでした。今回の法改正はこれを可能にしたことが画期的で、各位におかれましてもメリットの大きい制度ではないでしょうか。この制度の概要は以下のとおりです。

～ 講習中の自転車実技講習 ～

西海協実習生の多くは通勤や買い物に自転車を利用しています。自転車運転の規則やマナーは当然国によって異なりますので、実習生達は入国前と入国後に日本での交通ルールを学ぶことになります。これまで西海協では、幸いなことに命に係わる自転車事故は起きていません。とはいえ、小さい事故も合わせると、年に十数件の自転車事故が発生しています。そこで、本年から近隣の自動車学校にご協力いただき、実地を含んだ自転車講習を実施しております。従来の講習にくわえ、実際の運転を伴う実地講習を行うことで、実習生の日本の交通ルールに対する理解を深め、事故のない安全な実習生活を送ることを支援しています。



1. 目的

国内の生産拠点で確立された生産技術等を外国にある事業所に普及させることで国内と海外の役割分担を図り、日本の製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめること。これにより海外の事業所の職員のうち、新製品製造や新技術導入の中心的役割を果たすことが見込まれる者を、国内の製造拠点で製造業務に従事させることにより必要な知識・技術を円滑に移転することが可能となる。

2. 条件、概要および留意事項

- ①この制度を利用するためには、製造特定活動計画を策定して経済産業大臣の認定を受けることが必要です。
- ②この制度により入国する者については、同等の日本人従業員に支払われる報酬と同額以上を支払う必要があり、技能実習生の賃金とは異なる点に留意が必要です。また、社会保険等につきましても当然加入が義務づけられます。
- ③不正行為の禁止、送り出し国での保証金や罰金契約の禁止につきましては技能実習制度と同様禁止事項です。
- ④3ヶ月に1回、実施状況を所管大臣および管轄の入国管理局に報告することが義務づけられています。
- ⑤当然、入帰国費用を当該従業員に負担させることはできません。その他、実施にともなう事項は技能実習制度に準ずる内容となっています。
- ⑥不正行為が発覚した場合は、認定が取り消され以後の制度運用ができなくなります。

この制度をお考えになる場合、必要に応じて当組合にお気軽にご相談ください。詳細なご説明をさせていただきます。

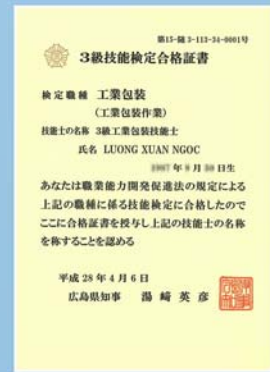
前述のとおり、当組合における技能実習事業に関しましては人数規模が数年前の2倍になっております。規模拡大にとまない通訳体制の強化、職員の増強および業務マニュアルの定期的なチェック・更新などをはかりながら、規模拡大により管理密度が粗くならないよう留意してまいりますので、今後とも組合運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

～技能評価試験 随時3級に合格～

広島県の技能実習生
ルウン スアン ゴックさん
が工業包装の随時3級
試験に学科、実技ともに
見事合格しました。広島
県の工業包装 随時3級
の合格は、ゴックさんが
第一号だそうです。本当におめでとうございま
す！



技能実習生は、入国後から約1年後に技能実習2号に移行するために、技能評価試験『基礎2級』（認定職種の場合は『初級』）を受験し、合格する必要があります。随時3級は、基礎2級やその1つ上位級の基礎1級と比較しても、高いレベルの技能を求められる試験です。もちろん全て日本語での問題となりますので、入国歴の浅い外国人技能実習生たちにとっては、とてもハードルの高い試験であることは間違いありません。ゴックさんは既に本年4月に帰国しておりますが、この経験を活かして次のステップに進んでいくことでしょう。今回、ゴックさんが見事に合格できたのも、実習実施機関の皆様のご指導あってのことです。ご協力、ありがとうございました。



～西海協研修センターの様子～



企業オリエンテーション。普段より少し緊張気味の実習生達です。

